

令和5年6月19日

公立大学法人周南公立大学
理事長 高田 隆 様

公立大学法人周南公立大学

監事 小田 正幸

監事 中村 友次郎

監 査 報 告 書

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人周南公立大学の令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）における業務の執行について監査を実施いたしましたので、その結果を以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、理事会に出席して、法人としての重要な意思決定並びに役員の職務の執行状況を聴取するとともに、関係する職員から説明を受けるなど監事監査に必要と考えられる監査を実施いたしました。また、令和4年度に係る事業報告書、財務諸表及び決算報告書について適正性を検証いたしました。

2 監査の結果

- (1) 本法人の業務は、法令等に従って適正に実施され、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施しているものと認めます。
- (2) 内部統制システムの整備及び運用は相当であると認めます。
- (3) 事業報告書は、本法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 財務諸表は、本法人の財政状態及び運営状況を適正に表示しているものと認めます。
- (5) 決算報告書は、予算の区分に従って本法人の決算の状況を適正に表示しているものと認めます。
- (6) 役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- (7) 本法人と理事長又は副理事長との利益が相反する事項は認められません。

以 上